



立ちどまらない保険。  
MS&AD あいおいニッセイ同和損保

# 自動車保険 重要事項のご説明

## 1 はじめに

この書面は、自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(https://ey.aioinissaydowa.co.jp/eydocs/webyakkan/html/ad/008a.html)に掲載のWeb約款をご覧ください。書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を代理店・扱者または当社へご請求ください。

「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券(注)とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)を選択したお客さまは、当社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認ください(書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません)。

(注) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。

ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(「ID/パスワード」通知)ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

「タフ・見守るクルマの保険」をご契約する(「事故発生の通知等に関する特約」または「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットする)場合は、「『タフ・見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスご利用規約」が適用されます。よって、「タフ・見守るクルマの保険」を契約いただいた場合、この規約に同意いただいたものとみなします。詳しくは、当社ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/service/telematics/personal.html)をご確認ください。なお、ご契約を解約する場合等、所定の期日までに専用端末等をご返却いただく必要があります。また、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットしたご契約で専用端末等を返却していただけないときは違約金を請求させていただきます。

ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者にご連絡・訪問することがあります。

保険契約者と記名被保険者、車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 2 マークのご説明

<b>契約概要</b>	保険商品の内容をご理解いただくための事項	<b>注意喚起情報</b>	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項	<b>しおり</b>	このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。
-------------	----------------------	---------------	---	------------	---

## 3 商品のご案内

この書面の対象となる商品は以下のとおりです。

- タフ・クルマの保険
- タフ・見守るクルマの保険(注)
- タフピズ事業用自動車総合保険
- 一般総合自動車保険
- はじめてのクルマの保険

(注) 「タフ・見守るクルマの保険」は「タフ・クルマの保険」の記載内容と同じため、この書面では「タフ・クルマの保険」の記載をご覧ください。

## 4 この書面の構成

<b>I 契約締結前</b> におけるご確認事項 …P2～5	1. 商品の仕組み 2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 4. 満期返れい金・契約者配当金
<b>II 契約締結時</b> におけるご注意事項 …P6	1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
<b>III 契約締結後</b> におけるご注意事項 …P7	1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 2. 継続手続特約について 3. 解約と解約返れい金 4. ご契約の中断制度
<b>その他、ご留意いただきたいこと</b> …P8	

## 5 お問い合わせ窓口

**保険会社の連絡・相談・苦情窓口**  
当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。  
あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)  
●受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

**事故・故障が起こった場合**

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-024-024** (無料)  
●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。  
●IP電話からは**0276-90-8850** (有料)におかけください。

**指定紛争解決機関** **注意喚起情報**  
当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

本紙で用いる用語のご説明	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	自家用8車種	次の8車種をいいます。 ●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車 ●自家用小型貨物車 ●自家用軽四輪貨物車 ●自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ●自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ●特種用途自動車(キャンピング車)
	記名被保険者	保険申込書・継続確認書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。		
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。		
	親族	「6親等内の血族」、「配偶者」、「3親等内の姻族」をいいます。		
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

本紙で用いるマークのご説明	タフクルマ	：「タフ・クルマの保険」	一般総合	：「一般総合自動車保険」
	タフピズ	：「タフピズ事業用自動車総合保険」	はじめて	：「はじめてのクルマの保険」

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

保険種類によってセットできる補償や主な特約は以下のとおりです。

	基本となる補償	主な特約	タフクルマ	タフピズ	一般総合	はじめて
			◎	○	○	○
<b>相手への賠償</b>	●対人賠償保険 ●対物賠償保険	●対人臨時費用特約 ●対歩行者等傷害特約	◎	○	○	×
		●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	◎	◎	◎	◎
		●対物超過修理費用特約	◎	○(注2)	○	◎
<b>おケガの補償</b>	●人身傷害保険	●自動車事故特約 ●傷害一時金特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	○	○	○	×
		●交通事故特約 ●犯罪被害事故特約	○	×	×	×
		●搭乗者傷害(入院院/一時金)特約	×	○	○	×
<b>お車の補償</b>	●車両保険	●全損時諸費用特約	◎	○	○	○
		●全損時諸費用倍額払特約	○	○	○	×
		●車両価額協定保険特約	◎	◎	◎	◎
		●車両保険「10補償限定」特約	○	○	○	○
		●車両保険「7補償限定」特約	×	○	○	×
<b>その他の補償</b>	—	●車両保険無過失事故特約	◎	◎	◎	○
		●車対車事故免責ゼロ特約 ●新車特約 ●車両超過修理費用特約 ●リサイクル部品使用特約 ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	○	○	×	○
		●ロードサービス費用特約	◎	○	○	◎
		●代車補償拡張特約	○	○	×	×
		●代車補償対象外特約	○	○(注3)	◎	◎
●他車運転特約/他車運転(二輪・原付)特約 ●臨時代替自動車特約	◎	◎	◎	◎		
		●車内外身の回り品特約 ●日常生活賠償特約 ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	○	○	○	×

(注1) 基本となる補償は保険種類により異なります。  
●「タフクルマ」、「はじめて」：対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険は自動でセットされます。車両保険は任意にセットできます。なお、例外として「タフクルマ」で対人賠償保険、対物賠償保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償保険および対物賠償保険のみをご契約いただく場合は、人身傷害保険が自動でセットされません。詳細については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。  
●「タフピズ」、「一般総合」：対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください。

(注2) 記名被保険者が個人であり、かつ、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車以外で対物賠償保険をセットした場合は自動でセットされます。  
(注3) 代車補償拡張特約がセットされない場合であって、かつ、ご契約のお車が自家用8車種または自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)以外のときは自動でセットされます。

## 2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲 等

### (1)基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

●基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

補償項目	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合	
相手への賠償	対人賠償 保 険	ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。	●保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害 ●台風、洪水、高潮によって発生した損害
	対物賠償 保 険	ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。 📖「対物賠償保険の保険金額制限について」参照	●ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子等が死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用または管理する財物の損害(ただし、父母または子は、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り)等
おケガの補償	人身傷害 保 険	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合、保険金額の範囲内で普通保険約款に定める損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いします。なお、自動車事故特約・交通事故特約のいずれかをセットすることで補償の範囲を拡大することができます。 📖「人身傷害保険における無保険車事故に関する特則」参照	●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害 ●無免許運転、 <b>酒気帯び運転</b> 、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生した損害 等
	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。 なお、ご契約タイプには、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「10補償限定」「車両保険10補償限定」特約)または「7補償限定」「車両保険7補償限定」特約)をセット)があります(下表参照)。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害 ●無免許運転、 <b>酒気帯び運転</b> 、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害 ●欠陥・摩滅・腐しよく・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 ●タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害は除きます)やご契約のお車に定着されていない付属品のみの損害(火災による損害は除きます) ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に発生した損害 等

すべての補償項目において 保険金をお支払いできない 主な場合	●地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害 ●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
--------------------------------------	---

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者はそれぞれの補償ごとに異なります。

【車両保険のご契約タイプと補償範囲】

〔●補償します／×補償できません〕

補償する 事故 ご契約タイプ	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭													
	相手自動車との衝突・接触(相手方が確認できる場合)	あて逃げ	ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	火災・爆発	盗難(注1)	騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたすら・窓ガラス破損(注2)	飛来中または落下中の他物との衝突	その他の偶然な事故(①～⑨および⑪～⑭を除く)	歩行者・自転車・動物(注3)との衝突・接触	電柱・ガードレール等との衝突	墜落・転覆	地震・噴火・津波(注4)
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
7補償限定	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合、または車両盗難対象外特約がセットされた場合は、盗難による損害は補償できません。

(注2) 「いたすら損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

(注3) 鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注4) 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします(特約の概要については(4)主な特約の概要をご参照ください)。

### (2)保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。

実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

※車両保険の保険金額は、ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額でお決めください。

### (3)免責金額

注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式は、「定額方式」または「増額方式」のいずれかから選択してください。実際に契約していただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額になる方式

※対物賠償保険の免責金額は、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」でも適用されます。※車両保険で全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

📖「長期契約の車両保険の免責金額の取扱いについて」参照

### (4)主な特約の概要

契約概要

●対歩行者等傷害特約

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額を補償します(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害額基準により算出した損害の額から除きます)。

●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

### (5)ロードアシスタンスサービス

契約概要

「ロードサービス費用特約」をセットした場合、ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート・クイック修理サービス)を提供します。ただし、天災等によりサービスの提供ができない場合がありますのでご了承ください。

レッカー現場急行サポート	ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います。なお、これらにかかる費用は「ロードサービス費用特約」で保険金額を限度に補償します。
クイック修理サービス	ご契約のお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。 ●バッテリー上がり(ジャンピング等) ●ガス欠 ●その他(30分以内の現場での応急作業) ●タイヤのパンク(スペアタイヤ交換) ●キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)

📖「ロードアシスタンスサービスについて」参照

### (6)複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約が1つのご契約のみにセットしている場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

① 次の特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族(注1)もそれぞれの特約で補償の対象となります。

●自動車事故特約(人身傷害保険)	●交通事故特約(人身傷害保険)	●犯罪被害事故特約
●弁護士費用(自動車事故型)特約/弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約/弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約(注2)		
●ファミリーバイク(人身傷害型)特約/ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約		
●日常生活賠償特約/自転車賠償特約	●法人契約の指定運転者特約	

② 次の特約は、自動車事故特約または交通事故特約がセットされていると、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族(注1)も補償の対象となります。

●傷害一時金特約	●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	等
----------	------------------------	---

2台目以降のお車に自動車事故特約または交通事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすることができます。

③ 次の特約は、ご家族(注1)も補償の対象となりますが、基本となる補償に自動でセットされるため、削除してご契約をすることができません。

●他車運転特約	●他車運転(二輪・原付)特約	●臨時代替自動車特約	等
---------	----------------	------------	---

(注1) ご家族とは、①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

(注2) これらの特約では、特約をセットしないご契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償できません。

### (7)補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報

ノンフリート契約で当社所定の条件を満たす場合、運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●運転者限定:「本人限定(注1)」 「本人・配偶者限定(注2)」

(注1) 「タフクル」, 「はじめて」のみ選択できます。

(注2) 「タフピズ」で記名被保険者本人のみが運転するときは、本人・配偶者限定を選択してください。

●運転者年令条件:「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」「35才以上補償(注3)」

(注3) 「タフクル」のみ選択できます。※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」または「21才以上補償」のみ選択できます。

【記名被保険者が個人の場合】

〔●補償します／×補償できません〕

運転者限定	運転者の範囲					
	①記名被保険者	②①の配偶者	③①または②の同居の親族	④①または②の別居の未婚の子	⑤①～④以外の方(友人・知人等)	⑥①～③の方が営む事業の業務に従事中の従業員
本人限定	○	×	×	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×	×
限定なし	○	○	○	○	○	○
運転者年令条件	運転者年令条件を満たした場合に○(注4)			運転者年令条件にかかわらず○(注5)		運転者年令条件を満たした場合に○(注4)

(注4) ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年令に応じ、運転者年令条件を選択してください。

(注5) ④または⑤の方が⑥に該当する場合は、運転者年令条件を満たした場合に補償します。その方を含めて運転者年令条件を選択してください。

※記名被保険者が法人の場合、運転するすべての方に運転者年令条件が適用されます。

### (8)保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保 険 期 間: 1年間(1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能)

② 補償の開始: 始期日の午後4時(注)

(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

③ 補償の終了: 満期日の午後4時

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」・「運転免許証の色( **【タフクル】** のみ )」・「使用目的( **【タフクル】**、**【はじめて】** のみ )」や次の要素等により決定します。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

等級別割引・割増制度	<p>ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します(決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します)。 ※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。 <b>【タフクル】</b>「等級別割引・割増制度」参照</p> <p><b>⚠</b> 以下のいずれかの場合、契約締結後に等級・事故有係数適用期間の訂正(保険料の追加または返還)が必要な場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前契約に事故が発生したり、解除された場合</li> <li>継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内でない場合</li> <li>継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去8日以前の場合</li> <li>継続契約の始期日から13か月以内に前契約として取扱うご契約がある場合</li> <li>配偶者間、同居の親族間等以外の記名被保険者の変更があり、その変更がお車の譲渡(注1)以外の理由で、かつ、適用する等級・事故有係数適用期間が下記のいずれかの場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>●等級: 1～5等級 ●事故有係数適用期間: 1年以上(注2)</li> </ul> </li> </ol> <p>(注1)自動車検査証等により譲渡の事実が確認できる場合に限りです。 (注2)7等級以上の等級は継承せず、ご契約の等級は6等級(S)または1～5等級となりますが、事故有係数適用期間は継承されます。等</p>				
セカンドカー割引 (複数所有 新規契約者 に対する特則)	<p>記名被保険者が個人であり、かつ、ご契約の始期日時点で11等級以上の自動車保険(注) (他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます)があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合で、所定の条件をすべて満たしているときは7等級(S)・事故有係数適用期間0年を適用します。 (注)当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。 <b>【タフクル】</b>「等級別割引・割増制度」参照</p>				
型式別 料率クラス制度 【家用(普通・小型) 乗車のみ】	<p>自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について「1」から「9」までの料率クラスに区分した制度を導入しています(数値が大きいくほど保険料が高くなります)。 原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。</p>				
記名被保険者 年齢別料率区分	<p>次の条件をいずれも満たす場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じた保険料を適用します。 ①記名被保険者が個人 ②運転者年齢条件が「26才以上補償」または「35才以上補償」 <b>【タフクル】</b>「記名被保険者年齢別料率区分について」参照</p>				
フリート契約の 割引・割増制度	<p>フリート契約では、フリート契約者ごとに毎年の「料率審査日」の属する月の初日の6か月前の過去1年間(成績計算期間)における ①損害率 ②前年度のフリート契約の割引・割増 ③総付保台数(成績計算期間末日時点での損害保険会社でのご契約台数の合計)によって割引・割増を決定し、ご契約に適用します。 ※10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別割引・割増制度が適用されます。 <b>【タフクル】</b>「フリート契約の割引・割増制度」参照</p>				
保険料の 割引・割増制度	<p>ご契約内容や条件によって、以下の割引・割増を適用します。</p> <table border="0"> <tr> <td>●先進環境対策車割引 【ハイブリッド車】 【電気自動車】 【燃料電池車】 【CNG車】 ●福祉車両割引</td> <td>●ASV割引 ●新車割引 ●耐損傷性・修理性割引 ●長期優良契約割引</td> <td>●1等級連続事故契約割増 ●24時間自動車保険無事故割引 ●ノンフリート多数割引 ●フリート多数割引</td> <td>●フリート多数割引(9台以下) ●公有・準公有自動車料率(割引) ●構内専用電気自動車料率(割引) ●ゴールド免許割引</td> </tr> </table>	●先進環境対策車割引 【ハイブリッド車】 【電気自動車】 【燃料電池車】 【CNG車】 ●福祉車両割引	●ASV割引 ●新車割引 ●耐損傷性・修理性割引 ●長期優良契約割引	●1等級連続事故契約割増 ●24時間自動車保険無事故割引 ●ノンフリート多数割引 ●フリート多数割引	●フリート多数割引(9台以下) ●公有・準公有自動車料率(割引) ●構内専用電気自動車料率(割引) ●ゴールド免許割引
●先進環境対策車割引 【ハイブリッド車】 【電気自動車】 【燃料電池車】 【CNG車】 ●福祉車両割引	●ASV割引 ●新車割引 ●耐損傷性・修理性割引 ●長期優良契約割引	●1等級連続事故契約割増 ●24時間自動車保険無事故割引 ●ノンフリート多数割引 ●フリート多数割引	●フリート多数割引(9台以下) ●公有・準公有自動車料率(割引) ●構内専用電気自動車料率(割引) ●ゴールド免許割引		

#### (2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。 **【○選択できます／×選択できません】**

主な払込方法	一時払	分割払(注1)
口座振替、クレジットカード払(登録方式)	○	○
払込票払、請求書払	○	×

(注1)原則として、保険料が一時払に比べて5%増となります。

**【タフクル】**「団体扱・集団扱のご契約について」参照

②左記①の他、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます(注2)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。  
(注2)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

#### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日(注)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また原則として、ご契約を解除します。

(注)口座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、払込期日の翌々月末日となります。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- ① 保険契約者、記名被保険者および車両所有者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。  
※指定運転者を設定した場合は、指定運転者になる方にも義務があります。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【主な告知事項】

##### 【1】記名被保険者

記名被保険者は、「対人・対物賠償保険や自動車事故特約(人身傷害保険)等の被保険者の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分」等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を「主に使用される方」等から1名(法人が使用される場合は1法人)を選択し、その方(または法人)が保険申込書・継続確認書に記載されていることをご確認ください。

※ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

- ① 主たる運転者(運転頻度の高い方)
- ② 「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

##### 【2】運転免許証の色【**【タフクル】**のみ】

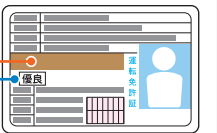
始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)等が保険申込書・継続確認書に記載されていることをご確認ください。

- 始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。
- 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。

(注)運転免許証の現物でご確認ください。

色を確認

ゴールド免許には「優良」の表示があります。

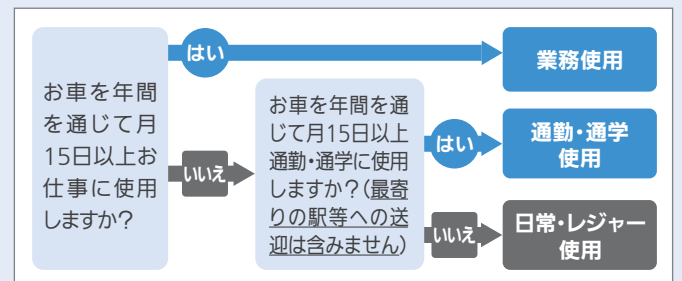


##### 【3】お車の使用目的【**【タフクル】**、**【はじめて】**のみ】

ご契約のお車の使用実態により、右記のフローにそった使用目的が保険申込書・継続確認書に記載されていることをご確認ください。

※ **【はじめて】** の場合、「業務使用」・「業務使用以外(通勤・通学使用、日常・レジャー使用)」の2区分により保険料が決定します。

※「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。



### 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- ① 保険期間が1年を超えるご契約(およびインターネットでのご契約)については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「業務品質向上推進部 お客さまの声担当」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません)。以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約、リースカーをご契約のお車とするご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約(インターネットのウェブサイト方式により申込みされたご契約を除きます)

- ② クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

- ③ クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

＜ハガキの記載内容＞

表面 [ 宛先 ]

1508488

東京都渋谷区恵比寿  
1丁目28番1号

あいおいニッセイ同和  
損害保険株式会社  
業務品質向上推進部  
お客さまの声担当 行

裏面 [ 記載事項 ]

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② 保険契約者の住所・署名・電話番号
- ③ 契約申込日
- ④ 保険種類
- ⑤ 証券番号または領収書番号
- ⑥ ご契約の代理店・扱者名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

# Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

## 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

### 【通知事項】

#### ① 次の項目の変更

- ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)
- ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の装備有無を変更する場合【**自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車のみ**】
- ご契約のお車の使用目的【**「タフクル」、「はじめて」のみ**】
- 登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所【**次のいずれかに該当する場合のみ**】
  - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
  - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越える変更

#### ② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

#### ③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

#### ④ ご契約のお車について、所定の条件を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)から福祉車両ではないお車への変更、または福祉車両ではないお車から福祉車両への変更

#### ⑤ 前契約で発生した事故について以下の事実が発生したとき

- 前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について通知および保険金請求を行ったとき
- 前契約において、事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、最終的に保険金の支払対象事故ではないことが確定したとき


**!** 次の事項が発生した場合、「タフクル」、「はじめて」の引受範囲外となるため、ご契約を解約し、新たに契約していただきます。ただし、新たなご契約は、解約したご契約と補償内容や保険料が異なります。

- ご契約のお車の用途車種を自家用8車種以外へ変更したとき
- 前記②または③に該当する変更が発生したとき

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますので、ただちにご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ①ご契約のお車の入替                | ④ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取り外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少 |
| ②運転者の範囲(運転者限定、運転者年齢条件)の変更 | ⑤①～④の他、特約の追加等、契約条件の変更  |
| ③ご契約のお車の譲渡                |  |

なお、保険証券記載の住所を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

「ご契約のお車を『入替』する場合」参照

「ご契約のお車を『譲渡』する場合」参照

## 2. 継続手続特約について

契約概要

- (1) 継続手続特約とは、満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合に補償がなくなることを防ぐための特約です。

※フリート契約、「はじめて」でのご契約にはセットできません。また、ご契約内容によってはセットできない場合があります。なお、代理店・扱者によっては取扱いできない場合があります。

- (2) 次のいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。**(注1)**

- |   |
|---|
| ① 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡 <b>(注2)</b> がない場合  |
| ② お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等) |

**(注1)** 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

**(注2)** 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

- (3) 継続を希望しない場合は、あらかじめご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

## 3. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

## 4. ご契約の中断制度

注意喚起情報

「ご契約のお車の廃車」や「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が当社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いは、ご契約の満期日または解約日の翌日から起算して13か月以内にご契約の代理店・扱者または当社まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。

「ご契約の『中断制度』について」参照

## その他、ご留意いただきたいこと

### 1 はじめて について



「はじめて」の継続契約は「はじめて」以外の商品(「タフクル」等)になります。なお、「はじめて」には、万一、継続手続きをお忘れになった場合のサポート機能(特約)がないため、継続手続きを行っていただけなかった場合、補償がなくなりますのでご注意ください。

### 2 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、次の場合は必ず事前に当社にご相談ください。

- 事故にあったお車を修理する場合
- 相手の方と示談する場合

なお、保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

 事故時の手続き等について知りたい場合  
 「事故が起こった場合の手続き」参照

### 3 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族**(注)**を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

**(注)** 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ② 代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

### 4 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます)。

#### ●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

### 5 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

### 6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- |   |
|---|
| ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。 |
| ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。                       |
| ③ 保険契約者、記名被保険者または車両保険の被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。             |
| ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。                   |

### 7 ご契約条件について

事故の発生状況等によっては、継続契約の補償内容が保険契約者のご希望にそえない場合があります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

### 8 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

### 9 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- 「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフ・見守るクルマの保険」は「事故発生のお知らせ」に関する特約「または「ドライブレコーダーによる事故発生のお知らせ」に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のペットネームです。ただし、用途車種が二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約は除きます。二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約は、一般総合自動車保険でご契約ください。
- 「はじめてのクルマの保険」はパーソナル自動車保険のペットネームです。